

最高裁秘書第1495号

令和3年5月20日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情） 諮問第14号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年5月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



慎

### 補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問番号

令和2年度（最情）諒問第14号

#### 2 理由

令和2年7月29日付け理由説明書記載のとおり、本件対象文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、同情報は行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、本件不開示部分を開示しないこととしたものである。

しかしながら、本件不開示部分に記載された情報について、日本弁護士連合会、最高検察庁及び法務省に照会を行った結果、本件不開示部分のうち、別表記載の部分については、いずれも開示して差し支えない旨の意見が提出された。そして、これらの意見を踏まえると、当該部分はこれを公にしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは小さく、同法第5条第2号イに定める不開示情報には相当しないものとして、これを開示することが相当であると考えるに至った。

なお、その余の部分については、上記理由説明書記載のとおり、同法第5条第2号イに定める不開示情報に相当すると思料する。

(別表)

目次1ページ	5行目から13行目まで
目次2ページ	6行目及び25行目から36行目まで
目次3ページ	6行目から10行目まで
本文1ページ	1行目から4行目
本文2ページ	28行目
本文7ページ	27行目
本文8ページ	28行目及び29行目
本文9ページ	5行目及び22行目
本文56ページ	1行目
本文93ページ ないし 106ページ	全部
本文119ページ ないし 126ページ	全部